

## 土居特別顧問（慶應義塾大学 経済学部教授）

### ■ 都区財政調整制度について

- 特別区制度では、都と区の間で行政権限や財源の配分を適宜変更できるようになる点でメリットがある。
- 政令指定都市の場合、行政区間の財源配分額の流れを住民が直接確認することは難しいが、都区財政調整制度では、お互いが合意する中で、特別区間の税金と財源配分の関係が透明化されるという点でメリットがある。

### ■ 広域行政の一元化について

- 東京都の場合、広域行政については、都の権限において特別区域と特別区域外をまたがる行政を一元的に行える点が大きなメリットとなる。
- 政令指定都市と都道府県との調整に要する政治的なエネルギーのロスをなくすということは極めて重要なポイントであり、その調整を人に依存するのではなく、制度で担保することは非常に重要な意義がある。

### ■ 住民ニーズの反映について

- 基礎自治機能については、公選区長と区議会議員が、特別区の区域外住民から独立して自治を行えることで、より住民ニーズに合った行政サービスが可能となる。

### ■ 経済効果報告書について

- U字型の費用関数を用いた分析について、人口規模が大き過ぎて非効率になっている行政を適切な人口規模に近づけることによって、その非効率が解消され、歳出抑制効果が出るのが期待されるとする考え方は、経済学では非常にポピュラーな理論である。
- マクロ計量経済モデルでは、10年以上先の経済効果を捉えるため、供給型モデルを用いている。経済学では、短期の経済変動を捉えるならば需要面から見るのが良い、中長期の経済変動を捉えるならば供給面から見るのが良いとされており、この報告書で用いられているモデルは妥当であると考えられる。